

令和元年台風第19号で被災した世帯の授業料の免除について

所得制限基準額を超過したため、高等学校等就学支援金又は学び直しへの支援金が受給できず、令和元年7月～令和2年6月までの授業料の納入が決定した生徒について、保護者が台風第19号で被災した場合、授業料が免除になることがあります。

1 提出していただく書類について

次のすべての書類を学校へ提出してください。

- ①授業料免除申請書
- ②学費負担者の経済状況調書
- ③生徒と生計を一にする者全員の令和元年度の所得証明書
- ④災害状況申立書
- ⑤市町村長が発行する保護者の罹災証明書の写し

提出期限：令和元年11月22日（金）

※⑤市町村長が発行する保護者の罹災証明書の写しについては、交付までに時間がかかり提出期限まで間に合わない場合は交付され次第提出してください。その場合、先に①～④の書類を学校へ提出してください。

2 免除期間について

罹災証明書に記載された損害の程度により、授業料の免除期間が異なります。免除期間は次のとおりです。

区分	損害の程度	免除期間
1	住居又は家財の全部が焼失、滅失又は同程度の損害を受けたとき（全壊）	12か月 （令和元年10月～令和2年3月、 令和2年4月～令和2年9月）
2	住居又は家財の2分の1以上が焼失、滅失又は同程度の損害を受けたとき（大規模半壊、半壊）	9か月 （令和元年10月～令和2年3月、 令和2年4月～令和2年6月）
3	住居又は家財の2分の1未満が焼失、滅失又は同程度の損害を受けたとき（一部損壊）	6ヶ月 （令和元年10月～令和2年3月）

※授業料の免除は年度毎の決定になるため、区分1又は2に該当した場合、令和2年4月に再度学校に申請をしていただきます。

【注意】

市町村から罹災証明書が交付できない軽度の被害と判定された場合は授業料を免除することができませんのでご了承ください。

【問い合わせ先】

福島県立 磐城高等学校

電話番号(0246) 23-2566